

監査対象/ テーマ	項目	意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
[債権番号 101] 1. 市税 収入及び 国民健康 保険税に 係る未収 債権につ いて	⑦ 不納欠損処理に ついて	意見	<p>【現状・問題点】 平成28年度に消滅時効の完成による不納欠損処理を行った事例の中で、債務者との間の交渉記録によると、平成28年度中に債務者から返済の申し出があったにも拘らず、その後に消滅時効が完成したことを理由に不納欠損処理を行っている事例が存在した。 収納課によると、債務者からの債務の承認については、債務承認書等の書類が存在しない限り、時効の中断事由として認めていないということである。しかし、口頭での返済の申し出であっても、一定の交渉記録を充実することにより債務の承認であると認められ、時効の中断効も生じる。</p> <p>【結果】 消滅時効の完成を理由に不納欠損処理を行う際には、債務者との交渉履歴から、口頭による債務承認の有無を確認した上で、消滅時効が完成しているか否かを判断することができるよう、実務上の整理を要望する。 また、債務承認書等の債務者作成の書面は、債務承認の客観的な証拠として有用であるため、債務者との交渉時に債務者から口頭で債務承認があった場合には、債務者に対し、債務承認書の提出を求めるよう要望する。このような債務承認書の作成に至らない場合でも、交渉記録に債務者からの返済の申し出の際に債務の承認である旨を確認し記録として残すという実務を行われるよう要望する。</p>	<p>交渉記録に関して、債務承認の証拠とできるよう口頭の承認であっても、記録を充実させるよう努めます。 市税の債務承認の有無は、滞納管理システムに経過として記録しますが、他の種類の債権でも同様の問題が生じるため、債権管理課から全庁に対し、債務承認の記録の充実について周知します。</p>	措置等を講じた	収納課	財政部	55
[債権番号：102] 2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について	⑤ 不納欠損処理と 収納システムへの反 映処理について	意見	<p>【現状・問題点】 現在の不納欠損処分スケジュールは、12月末に不納欠損処分の対象となる候補の債権を国保滞納管理システムからリストで出力し、1月に保険年金課職員の滞納整理担当が1件ずつ、債権放棄案件になるものとそうでないものとを峻別する。 そのような作業を経て、債権放棄し不納欠損処分を行う対象債権を確定し、3月までには国保滞納管理システムに不納欠損処分対象債権の処理を行っている。しかし、収納管理システムには自動的に反映しない仕組みとなっている。したがって、11の出張所では収納管理システムしか確認できないため、不納欠損処分対象債権に係る滞納者が当該債権の納付を行った場合、出張所ではその不納欠損処分の対象として国保滞納管理システムに反映した債権であっても、収納してしまう可能性が高い。</p> <p>【結果】 不納欠損処分対象債権に係る債務者の納付に対して、現在、3月までの対応とその後の出納整理期間での対応に合理性がないことから、次のような改善案を検討されるよう要望する。 i 国保滞納管理システムに反映した不納欠損処分対象債権の処理状況を収納管理システムにも同時に反映することができるよう、システム改造等の可能性を検討すること。 ii 不納欠損処分のタイミングを現在の年間1回から、消滅時効の期間が経過した月で不納欠損処分の意思決定を行い、併せて国保滞納管理システム等へ反映させること。 iii システム改造等を行うことができない直近の状況の中では、不納欠損処分対象債権に係る債務者の納付があった場合には過納金としての扱いに統一すること。すなわち、現在の出納整理期間での処理方法に統一すること。</p>	<p>収納管理システムへの反映に関するシステム改修を平成30年11月30日に実施し、出張所とのタイムラグの問題は解消しました。 不納欠損処分対象の時効が完成した債権について納付されることを防ぐため、時効更新事由をシステムに都度入力し、不納欠損処理のタイミングを増やす方針としました。 令和4年度までに対応できるよう業務システムを見直します。</p>	方針提示	保険年金課	市民生活部	66
[債権番号：307] 7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について	⑦ 生活保護費受給者からの回収につ いて	意見	<p>【現状・問題点】 柏市高等学校等入学準備金貸付金の債務者が、生活保護を受給している場合においても、生活保護費を原資として返済を受け付けているものが存在する。この案件は他市へ転出した債務者が、転出後生活保護費を受給するようになり、自らの申し出により返済をするようになった案件である。 しかし、生活保護費は、最低限度の生活を維持するための費用であり、借入れに対する返済を予定して支給されているものではなく、上記のような特別な事情があったにせよ生活保護費から返済を受け付けることは、最低限度の生活を侵害し、自立を妨げるおそれが生じ得る。</p> <p>【結果】 生活保護費受給者からの返済を受け付けるか否かについて、本人が申し出た返済額や返済期間等に無理はないか、当該生活保護費受給者から返済を受けることに合理性があるか等を判断する際の基準を設定することを要望する。</p>	<p>生活保護受給者からの徴収に関しては、他の種類の債権とも共通する問題であるため、債権管理課を中心に全庁的な検討を行いました。その結果、生活保護受給者からは原則として債権の回収を行わない（履行延期の処分ないし特約をする）こととなりました。これに伴い、生活保護受給者からの借入申込があった場合は慎重に対応することとされましたが、本貸付金は制度が終了しており新規債権が発生することはありません。なお、保証人がいる場合は、保証人に対して債権の回収を進めます。</p>	措置等を講じた	学校教育課	学校教育部	251
[債権番号：314] 14. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権について	① 違約金につ いて  イ. 潜在的な違約金債権について	意見	<p>【現状・問題点】 長期滞納者については潜在的な違約金が膨れ上がっており、仮に不納欠損処理等により元利金が消滅したとしても、その時点で新たに多額の違約金債務を負うことになる。しかし、長期滞納となっている原因が生活困窮であり、債務者の資力が乏しいことが想定されることから、潜在的違約金債務を全額回収することは必ずしも現実的であるとは言えない。</p> <p>【結果】 長期滞納者の潜在的な違約金について、回収不能が見込まれるのであれば、元利金が消滅した後、適時に徴収停止、不納欠損処理を行うよう要望する。 なお、この違約金の取扱いについては、総括的意見（第3Ⅱ）においてもより現実的な対応に関する意見を述べているため、措置に当たっては参考とされたい。</p>	<p>長期滞納者の元金債務消滅で確定した「潜在的な違約金」については、確定延滞金と同様に事後調定でよいとの結論に達しました。そのため、（調定を落とす）不納欠損処分は行わないこととしました。また、所在不明など地方自治法施行令第171条の5の要件を満たしていない場合は、要件を満たさないため徴収停止も行わない（生活困窮による長期滞納であれば、履行延期の特約を締結することは可能）こととしました。</p>	方針提示	こども福祉課	子ども部	311